

第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定について (骨子案)

【Ⅰ 計画全体の構成】

今回は、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の改正となるため、これら計画の上位計画にあたる「第3次射水市障がい者基本計画(計画期間:令和6～11年度)」部分は、法令改正など必要最小限の変更にとどめます。基本理念「一人ひとりが自分らしく輝き、共に生きる思いやりのまち・射水」は変更ありません。冊子の形としては、第3次射水市障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画(第3期障がい児福祉計画)を踏襲し、2つの計画が該当する「章」を改正することとします。

【Ⅱ 策定の根拠法令】

	障がい者基本計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第11条第3項 (平成23年8月5日一部改正)	障害者総合支援法 第88条第1項 (平成25年4月1日施行)	児童福祉法 第33条の20第1項 (平成30年4月1日施行)
内容	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障がい福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障がい児支援の量と提供体制を確保するための計画

【Ⅲ 計画期間】

年度 計画名	平 成												令 和										
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
障がい者基本計画		第 1 次 (10年間)											第 2 次 (7年間)					第 3 次 (6年間)					
障がい福祉計画 (3年間)	第 1 期			第 2 期			第 3 期			第 4 期			第 5 期			第 6 期		第 7 期			第 8 期		
障がい児福祉計画 (3年間)													第 1 期		第 2 期		第 3 期		第 4 期				

【Ⅳ 今回改正となる部分】

「第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画」

1 障がい者・児の現状

【記載事項(案)】

障がい種別・障がい支援区分ごとの人数の推移(令和3～7年までの数値)を掲載します。

項目(案)	記載事項(案)
1 人口・世帯数・障がい者手帳所持者数	●人口・世帯数・手帳所持者数 ●障がい者手帳所持者数の推移(総人口比)
2 身体障がい者手帳所持者数	●等級別の人数 ●種類別の人数 ●年齢と等級の人数のクロス集計

3 知的障がい者手帳所持者数	●療育手帳 A・B の所持者数
4 精神障がい者手帳所持者数	●等級別の人数
5 障がい支援区分認定者数	●障がい認定区分と障がい種別人数のクロス集計 (R5～R7)

2 障がい者・児の福祉ニーズの把握

【記載事項(案)】

令和7年12月9日(火)～令和8年1月19日(月)に、無作為抽出した市内在住の障がい者手帳保持者1,000人を対象にアンケート調査を実施しました。また、今年度に難病患者及び市内事業所に対してアンケート調査を実施し、これらの調査結果から明らかになる福祉ニーズや地域における課題等を示します。

3 福祉サービス等の現況と課題及び目標値(成果目標)の設定

【記載事項(案)】

国の基本指針に示されている成果目標に、市独自の成果目標を追加し、それぞれについて令和11年度末までの目標値あるいは取組内容を示します。

なお、成果目標の項目及び目標値等については、現在検討が行われている県の次期計画(富山県障害者計画及び富山県障害福祉計画)との整合を図りながら、現行計画期間における利用実績、アンケート調査から得た福祉ニーズや事業所の事業展開の意向の動向等を考慮して設定します。

【成果目標の項目及び目標値(案)】

資料7-3

障がい福祉計画・障がい児福祉計画 福祉サービス等の現況と課題及び目標値(成果目標)の設定について(現行計画と計画案の比較)

4 福祉サービス・事業ごとの現況と課題及び今後の見込み(活動指標)の設定

【記載事項(案)】

成果目標に対する活動指標として、障がい福祉サービス等の種類ごとに、令和11年度末までの必要なサービスの量の見込み等を設定するとともに、それらの確保に向けた方策を示します。見込み量の記載にあたっては、現行計画である「第7期障がい福祉計画(第3期障がい児福祉計画)」との比較・評価のため、同計画における見込み量と実績値を併記します。

目標値・見込み量等については、現在検討が行われている県の次期計画(富山県障害者計画及び富山県障害福祉計画)との整合を図りながら、現行計画期間における利用実績、アンケート調査から得た福祉ニーズや事業所の事業展開の意向の動向等を考慮して設定します。

(1) 障害者総合支援法に基づくサービス

項目(案)	記載事項(案)
①訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援

②日中活動系サービス	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、就労選択支援、短期入所、療養介護
③居住系サービス	自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援
④相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
⑤補装具（義肢、装具、補聴器、車いす等）の支給	補装具費支給事業

（２）地域生活支援事業（必須事業）

項目(案)	記載事項(案)
①理解促進研修・啓発事業	理解促進研修・啓発事業
②自発的活動支援事業	社会活動支援事業、ボランティア活動支援事業
③相談支援事業	相談支援事業、障がい者総合支援協議会の開催、相談支援機能強化事業
④成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業
⑤成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度法人後見支援事業
⑥意思疎通支援事業	意思疎通支援事業
⑦日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付等事業
⑧手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成事業
⑨移動支援事業	移動支援事業
⑩地域活動支援センター事業	地域活動支援センター（I型事業・基礎的事業）

（３）地域生活支援事業（任意事業）

項目(案)	記載事項(案)
①訪問入浴サービス事業	訪問入浴サービス事業
②生活支援事業	生活訓練等事業
③日中一時支援事業	日中一時支援事業
④社会参加促進事業	点字・声の広報等発行事業、奉仕員養成研修事業、自動車運転免許取得・改造助成事業

（４）児童福祉法に基づくサービス等

項目(案)	記載事項(案)
①障がい児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
②障がい児相談支援	障がい児相談支援
③医療的ケア児等に対する支援	医療的ケア児等に対する支援（コーディネーターの養成・配置）

巻 末 資料編

資料編の記載内容は次の内容を予定しています。

資料１ アンケート調査について

資料２ 第８期障がい福祉計画（第４期障がい児福祉計画）の策定過程

資料３ 射水市障がい者総合支援協議会委員名簿

資料４ 射水市障がい者総合支援協議会運営要綱、体系図

資料５ 用語説明

資料６ 第８期障がい福祉計画（第４期障がい児福祉計画）の活動指標（再掲）